一般社団法人日本クリニカルパス学会　細則

第１章　評議員

（趣　旨）

第１条　定款第 13 条第２に定める規定はこの細則に準ずるものとする。

（評議員数と構成）

第２条　評議員数は個人会員数の 10%以内とする。構成は地域別および職種別個人会員数の比例配分とし、その何れの条件をも満たすように定めることが望ましい。

2　原則として各都道府県から１名以上選出する。

（地域別）

第３条　地域別の評議員数については、全国を、別記のとおり、北海道・東北、関東、東京、北陸・東海、近畿、四国・中国、九州・沖縄の７ブロックに分け、原則として、ブロックごとの個人会員数に応じた比例配分とすることが望ましい。

（職種別）

第４条　職種別は、医師、看護職、メディカルスタッフ、その他の４分野とする。

（評議員候補者の選任）

第５条　評議員候補者は、理事または評議員、計２名の推薦を必要とし、総務委員会において選考し、理事長が理事会の議を経て評議員として選任する。

（評議員の任期）

第６条　定款第 13 条第５に定める規定に準ずるものとする。

2　増員又は補欠で就任した評議員の任期は、現評議員の任期と同一とする。

（評議員資格）

第７条　定款第 13 条第３に定める規定に準ずるものとする。

（資格喪失）

第８条　評議員会に連続して３回、理由なくして欠席した者は資格を失う。

都道府県のブロック区分

北海道・東北ブロック	北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東ブロック	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨
東京ブロック	東京
北陸･東海ブロック	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・岐阜・愛知
近畿ブロック	三重・滋賀・京都・兵庫・奈良・和歌山・大阪
四国･中国ブロック	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知
九州・沖縄ブロック	福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

第２章　理事・監事

（趣　旨）

第９条　定款第 23 条第１項、第２項に定める規定はこの細則に準ずるものとする。

（定　数）

第１０条

1　理事数は 15 名以上 25 名以内とする。

2　監事数は１名以上２名以内とする。

（理事の選任）

第１１条　理事候補者は、評議員の中から選出する。

2　理事または評議員、計2名の推薦を受けた者を、理事会で理事候補者として推薦する。

3　総会の議を経て理事として選任する。

4　任期開始時に満65歳を超える者を候補者とすることはできない。但し、重任の場合には、これを適用しない。

5　前項の但し書きの場合、定款第13条第6項の規定により評議員の任期も継続し、理事の任期が終了したとき評議員の任期も終了となる。

（監事の選任）

第１２条　監事候補者は、評議員の中から選出する。

2　理事会で候補者を推薦し、総会の議決を経て監事として選任する。

3　任期開始時に満65歳を超える者を候補者とすることはできない。但し、重任の場合には、これを適用しない。

4　前項但し書きの場合、定款第13条第6項の規定により評議員の任期も継続し、監事の任期が終了したとき評議員の任期も終了となる。

第３章　理事長・副理事長

（趣　旨）

第１３条　定款第22条第2,3に定める規定はこの細則に準ずるものとする。

（定　数）

第１４条　理事長は1名とする。

2　副理事長は1名以上2名以内とする。

（理事長・副理事長の選任）

第１５条　理事長は理事の互選により選出する。

2　副理事長は理事の互選により選出する。

3　理事長及び副理事長は、理事の中から理事会の決議によって選定する。

第４章　委員会

（目　的）

第１６条　理事長の命（諮問）を受け、定款第35条に定める規定に基づき、委員会を置く。

（委員の任命および任期）

第１７条　委員は、会員の中から理事会が選出し、理事長が委嘱した委員によって構成される。

2　委員の任期は4年とし、再任は妨げないが、任期開始時に満65歳を越える者を新たに委員として選任することができない。

3　任期の途中で就任した委員の任期は、現委員の任期と同一とする。

4　委員には必ず理事を1名以上選出する。

（委員長）

第１８条　委員会は委員長1名を置き、委員長は委員会を主宰する。

2　委員長は委員の中から委員の互選により選出し、理事会で承認し、理事長が委嘱する。

3　委員長の職務を補佐するため、委員の中から理事会の承認を得て、副委員長若干名を置くことができる。

（委員会の開催）

第１９条　委員会は委員長が招集し開催する。委員会の開催に関する手続きは事務局が行う。

（委員会業務分掌）

第２０条　各委員会は下記の業務を行うものとする。

総務委員会：

規約検討および管理、人事調整、文書管理、会議の運営管理および議事録管理

財務委員会：

財務管理、予算･決算書作成および諸報告

編集委員会：

日本クリニカルパス学会誌の編集および発行

資格認定委員会：

資格認定制度の管理

広報委員会：

ホームページ・アンケートなどの広報活動およびメーリングリストの管理

企画・教育委員会：

クリニカルパス教育セミナー、エキスパートミーティング、教育プログラムの作成および管理

学術・出版委員会：

学術的な研究の推進（研究助成など）および学術書・用語解説集の出版

医療情報委員会：

クリニカルパスに関する医療情報とパスシステムの標準化及び規格化、またその運用、管理等

第５章　学術集会

（開催の延期・中止）

第２１条　学術集会長が学術集会の会期を延期する場合には、理事長宛に会期延期届を提出する。

2　会期延期について理事会の議を経て承認する。

第２２条　学術集会会長が学術集会を主宰できない場合には、理事長宛に辞任届を提出する。

2　理事会の議により後任者を選任する。

3　自然災害など不測の事態にて学術集会を主宰できなくなった場合、準備に掛かった費用については理事会で検討のうえ原則として全額またはその一部を学会が負担する。但し、過失など理由の如何によってはこれを適用しない。

第６章　細則の変更

（細則の変更）

第２３条　この細則の変更・改定は、理事会で承認決定する。

附　則　この規則は、2020 年 1 月 17 日から施行する。

2　この規則は、2020 年 10 月 19 日から施行する。

3　この規則は、2021 年 10 月 8 日から施行する。

4　この規則は、2022 年 4 月 25 日から施行する。